

5 富士山の世界文化遺産登録に向けて

静岡県からのお知らせ

文化庁へ登録推薦書原案を提出しました！

静岡県では、山梨県や関係市町村等と連携し、富士山の文化や自然環境、景観を保全し、人類共通の財産として後世に継承していくため、富士山の世界文化遺産登録に向けた取組を進めてきました。

特に、登録延伸の際の課題であった、山梨県側の構成資産である富士五湖の文化財指定については、国の文化審議会が5月に指定の答申を行いました。

同じく、「包括的保存管理計画案」については、自然公園法等の適用範囲や基準について、文化庁において環境省、林野庁、防衛省等との協議を行い、合意を得ることができました。地元関係者の合意についても、保存管理計画協力者部会での議論の中で得ることができました。

このように、登録推薦書原案提出に向けての課題が解決したことから、7月27日、静岡・山梨両県は、登録推薦書原案を文化庁に提出いたしました。登録推薦書原案には、ユネスコで定めた「世界遺産条約履行のための作業指針」に基づき、資産（表1）の範囲や内容、登録価値の証明、保全状況と資産に与える影響、資産の保護と管理などについて記述しています。その中心である価値証明では、富士山の顕著な普遍的価値を「信仰の対象」「名山としての景観」「芸術の源泉」の観点から説明しています。

資産の保護と管理については、構成資産が文化財保護法に加え、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律で保護されていることを記述しており、さらに構成資産の周辺に緩衝地帯と保全管理区域を設定し、万全な保護措置が講じられていることを盛り込んでいます。

今後は、来年2月1日までに日本政府が登録推薦書をユネスコに提出すれば、ユネスコの諮問機関であるイコモスの現地調査等を経て、最短で平成25年の世界遺産委員会で富士山の登録について審議されることとなります。(図1)

No.	名称	所在地
1	富士山城 (山頂の信仰遺跡、大宮・村山口登山道(現富士宮口登山道)、須山口登山道(現御殿場口登山道)、須走口登山道、吉田口登山道、北口本宮富士浅間神社、西湖、精進湖、本栖湖)	静岡県(富士宮市・富士市・裾野市・御殿場市・小山町) 山梨県(富士吉田市・身延町・鳴沢村・富士河口湖町) 県境未確定地
2	富士山本宮浅間大社	静岡県富士宮市
3	山宮浅間神社	静岡県富士宮市
4	村山浅間神社	静岡県富士宮市
5	須山浅間神社	静岡県裾野市
6	富士浅間神社(須走浅間神社)	静岡県小山町
7	河口浅間神社	山梨県富士河口湖町
8	富士御室浅間神社	山梨県富士河口湖町
9	御師住宅(旧外川家住宅)	山梨県富士吉田市
10	御師住宅(小佐野家住宅)	山梨県富士吉田市
11	山中湖	山梨県山中湖村
12	河口湖	山梨県富士河口湖町
13	忍野八海(出口池)	山梨県忍野村
14	忍野八海(お釜池)	山梨県忍野村
15	忍野八海(底抜池)	山梨県忍野村
16	忍野八海(鏡子池)	山梨県忍野村
17	忍野八海(湧池)	山梨県忍野村
18	忍野八海(濁池)	山梨県忍野村
19	忍野八海(鏡池)	山梨県忍野村
20	忍野八海(菖蒲池)	山梨県忍野村
21	船津胎内樹型	山梨県富士河口湖町
22	吉田胎内樹型	山梨県富士吉田市
23	人穴富士講遺跡	静岡県富士宮市
24	白糸ノ滝	静岡県富士宮市
25	三保松原	静岡県静岡市

表1 富士山の構成資産一覧表
(平成23年7月15日二県学術委員会で決定)

図1 ～富士山の世界文化遺産登録までの道のり～

